

平成29年9月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成29年8月28日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
49-1	地方財政の充実・強化を求める 陳情（陳情）	伊那市職員労働組合 執行委員長 安江 輝	総務文教委員会	
49-2	核兵器禁止条約に日本政府も参加 することを求める請願（請願）	原水爆禁止上伊那地区 協議会 代表 野口 俊邦	総務文教委員会	前澤 啓子
49-3	アメリカ追従の軍事圧力路線を正 し不戦の対話外交と国会決議を求 める陳情（陳情）	「平和ってなんだ」 伊那谷 代表 角 憲和	総務文教委員会	
49-4	オスプレイの日米共同作戦参加中 止及び飛行全面停止、沖縄配備撤 回を求める陳情（陳情）	「平和ってなんだ」 伊那谷 代表 角 憲和	総務文教委員会	
49-5	廃棄物の最終処分場建設について 住民に寄り添った指導・判断をす るよう求める陳情（陳情）	宮田の環境を守る会 会長 田中 一男	社会委員会	
49-6	認定こども園伊那緑ヶ丘幼稚園周 辺の道路整備を求める請願（請願）	認定子ども園伊那緑ヶ丘 幼稚園保護者会 代表者 鷹野 太重	経済建設委員会	八木 拓真

(49-1) 地方財政の充実・強化を求める陳情（陳情）

地方自治体では、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護等の社会保障の充実、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業の実施等、担うべき役割が一層増大してきており、これに見合う財政措置が課題となってきました。

これら多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠です。

こうした状況にもかかわらず、政府においては、地方交付税算定におけるいわゆるトップランナー方式の導入や、地方公共団体の基金残高が増加していることに焦点を当てるなど、地域の実情に対する配慮が必ずしも十分とは言えない状況にあります。

以上のことから、貴議会におかれましては、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、平成30年度の地方財政全体の安定確保に向けて、下記事項について対策を講ずるよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の一層の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債を廃止し、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 3 地方交付税算定におけるいわゆるトップランナー方式の運用に当たっては、条件不利地域等、地域の実情に配慮すること。
- 4 市町村合併に係る地方交付税算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握などの対策を講じること。

(49-2) 核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める請願（請願）

先の大戦から72年が経過し、戦争の風化が懸念される中、遺族会や被爆者団体では、戦争の悲惨さを伝える運動の世代継承が課題となっており、日本政府に対しても平和外交の維持や、平和教育の重要性を訴え続けてきました。

今年7月、国連本部において、「核兵器禁止条約」が交渉に参加した圧倒的多数の122か国の賛成で採択され、国連加盟国の6割以上の国々が、“核兵器の使用”のみならず“核兵器による威嚇”をも国際的に違法であると結論づけました。長年にわたる被爆者や志を同じくする人々の活動が実を結び、「核兵器のない世界」の実現に向けた、歴史的な一歩が刻まれました。

しかし、核兵器を保有する大国と核抑止力に依存する少数の国々は、交渉に参加することなく、採決にも加わりませんでした。残念なことに、唯一の被爆国であり、核兵器廃絶の先頭に立たなければならないはずの日本政府は、交渉会議に参加せず、条約にも反対の立場をとりました。核兵器廃絶を願う被爆者の切なる願いに背を向けた日本政府の対応は、被爆者をはじめ、放射線被害に苦しむ世界の人々を失望させました。

日本政府は、唯一の被爆国として、核保有国に対し核兵器禁止条約を批准するよう、積極的な平和外交を進めることができる、最も発言力のある国です。核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、まずは日本政府が核兵器禁止条約に参加し、率先して批准すべきです。

以上のことから、貴議会におかれましては、核兵器禁止条約に日本政府も参加するよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

(49-3) アメリカ追従の軍事圧力路線を正し不戦の対話外交と国会決議を求める陳情（陳情）

北朝鮮の核実験準備と数次にわたる弾道ミサイルの発射実験、新たなグアム攻撃の予告をめぐる米朝の非難の応酬がエスカレートする情勢は、「軍事衝突」も懸念される悪循環に陥っています。予測不能な混迷が平和的解決の出口を塞いでいる観もあります。ただ国民と世界の人々の願いは、軍事衝突による戦争は絶対にしてはならない、というこの一点にあると思います。

しかし、安倍首相からはその決意が聞かれません。再三の「国民の命と暮らしを守る」との言葉にも中身がなく、「対話と圧力」もいまやアメリカ頼みの軍事的圧力一辺倒です。対話のための対話は無益とか、日米軍事同盟における日本の役割強化が伝えられるのみです。それも実戦配備が数年先というイージス艦の改良型やイージスアショアの導入という軍事力増強に傾斜しています。

その姿勢は、北朝鮮が隣国で同胞であるにしても、同じ米国との同盟関係にある韓国の文在寅大統領とはあまりにも好対照です。戦争の危機には発展させない、平和的解決へ対話の扉は常に開く、トランプ大統領とは韓国の事前同意を約束したと語っています。

この危機的情勢に際し、不戦も平和的解決も、いわんや積極的平和主義も、唯一の戦争被爆国も語れない安倍首相は、その言葉が死語になったような姿勢です。米国との約束も、日本から安保条約の適用とか核の傘を期待するという受け身一方です。このどこにも平和憲法を持つ独立国としての主体性が見られません。安保法制の審議で切った、戦争を未然に防ぐという大見得とは裏腹な北朝鮮危機の現出は、日米同盟強化の軍事力路線の破綻、「積極的平和主義」の無力が、かかる現実をもたらした根源であると言わざるを得ません。

憂うべきは、広がる不安にJアラートや自治体の避難訓練が拍車をかけている事態です。日本上空のミサイルを「撃ち落とさなければ、日米同盟どうなる」という佐藤外務副大臣の戦争をあおる発言まで飛び出しています。これも好戦ムードを醸し出す軍事力路線が招き寄せた現象です。

日米同盟があるにせよ、ここは、戦後70年戦争をしなかった平和国家の歴史

にかけて徹底した対話による平和的解決に切り替えるべきです。絶対に戦争はしないことをトランプ大統領に約束させ、金正恩氏にも呼びかける、東アジアの平和のために韓国と協調し中国・ロシアに働きかける、これが北朝鮮危機から脱する日本の方針と考えます。

かつて植民地時代にアジア太平洋戦争に巻き込まれた朝鮮の人々には、戦争の惨禍による数多の苦難と辛酸を強いられ、さらに南北分断と朝鮮戦争の悲劇にもまみれた歴史があります。日本は多大な加害を与えた歴史を思い起こすべきです。私たち国民は、韓国のみならず北朝鮮の人々にも、再び戦争の惨禍を繰り返さないというメッセージを発信し続けなければならない義務と責任があります。戦争はしない、戦争はさせないという固い決意を共有するためにも、国民レベルの対話による平和的解決をめざす国会の決議が不可欠です。

以上のことから、貴議会におかれましては、アメリカ追従の軍事圧力路線を正し、不戦の対話外交と国会決議を求めるよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(49-4) オスプレイの日米共同作戦参加中止及び飛行全面停止、沖縄配備撤回を求める陳情（陳情）

墜落事故を繰り返す危険な米軍の新型輸送機オスプレイが日本の領空を我が物顔に闊歩する様相は異常です。しかも、政府も国民もその事故や飛行に対して、口も手も出せないという事態は異様というほかありません。

昨年末の名護市沿岸における一機の墜落大破と別の一機の胴体着陸に続き、去る5日にはオーストラリア東部沖で墜落事故が起きました。いずれも米軍普天間飛行場配備のオスプレイですが、その構造的欠陥と低空飛行への二重の不安が拭えません。エンジン制止時の軟着陸、飛行モードの転換時間などの欠陥による不安定な低空飛行のため、空中給油や荒れ地での離着陸など緊急時の作戦に向かないといった問題が指摘されています。

しかし米軍はいずれの事故に対しても原因究明を棚上げし、一片の報告もないまま、オーストラリア沖事故では2日後に飛行を再開しました。これに政府はわずかに「自粛要請」しただけで「合理的な措置がとられている」として容認しました。どこが合理的か意味不明なうえに、小野寺防衛相は「欠陥はない、運用上必要」という米軍の話をオウム返しに取り次ぐだけです。そのうえ政府は、本土各地に及ぶ日米共同作戦にオスプレイの参加も容認したのです。すでに北海道の広域にわたるオスプレイの低空飛行訓練が開始されました。「沖縄の負担軽減」の名目も、配備24機の中の6機では効果も軽微にすぎず、本土での飛行は沖縄の負担の一部を本土へ移し替えただけのことです。

いつ墜ちるかわからない不安にさらされ続けてきた沖縄県民の命と暮らしの危険が、いま本土へも押し寄せて来たのです。しかし政府はこれまでオスプレイの低空飛行訓練の危険な実態を隠しています。最低安全高度150m以上と説明するも、米軍の操縦士が語っているように「60mまで下げて飛ぶ」のです。それも住宅密集地の真上です（沖縄では米軍住宅は避けています）。

安倍首相は常々「国民の命と暮らしを守る」と力説します。その言葉に嘘偽りがなければ、危険極まりないオスプレイの全面的飛行停止、日米共同訓練の即時中止、沖縄配備の撤回を米国に申し入れるべきです。

それをできないのであれば、正直に国民の安全よりも米軍優先であると認めるべきです。同時にその根拠は、警察権など行政権も司法権も一切関与できぬ不平等な治外法権を定めた日米地位協定にあり、かつ制空権を米軍が握る航空特例法によることを明らかにしていただきたい。そのうえで国民にその是非を仰ぐべきと考えます。国民の不信を増幅するだけの、ごまかす、隠す、騙す態度は止めるべきです。

国会も人権を蹂躪するオスプレイ飛行に無言は許されません。1960年安保条約改定時の国会承認を見直す地位協定の抜本的再検討が求められます。国民の不安と危険を払拭する方向の、与野党を超えた議論を興す努力が国会の責務ではないかと考えます。

以上のことから、貴議会におかれましては、オスプレイの日米共同作戦参加中止及び飛行全面停止、沖縄配備撤回を求めるよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(49-5) 廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断を
するよう求める陳情（陳情）

私たちの信州は、豊かで優れた自然環境や農環境、水資源に恵まれた地域であり、その恵みの下、私たち信州人は、自然と共生する社会を育んできました。ふるさと回帰支援センターが行っている地方移住に関するアンケートでも、近年長野県と山梨県が1位か2位で、「自然環境が良いこと」が大きな理由となっており、これは県外者が長野県に持つイメージと考えることができます。そういった環境や水資源は、県民の幸せな生活を支えるだけではなく、信州の観光を支える重要な資源として、また、農作物に代表する産業製品の価値、さらには信州というイメージそのものに密接に関わっています。

私たちは、長い年月をかけて継承してきた、このかけがえのない環境及び景観を保護し、この豊かな自然環境や水資源（河川、地下水など）を損なうことなく将来へ引き継ぐ責務を有しています。さらには、犀川、千曲川（信濃川）、木曾川、天竜川など日本を代表する河川の上流部に位置する地方自治体として、下流域に対し、その水質保全に寄与する責務も有しています。

しかしながら、豊かで優れた環境や水資源を当たり前のように享受してきた信州も、時代の流れとともにそれが当たり前ではなくなりつつあり、それらを後世へ残すには、今を生きる我々が強く責任を自覚し努めなければ、取り返しがつかないことになりかねません。

豊かで優れた環境や信州のイメージを、現在及び将来へ亘って享受できるようにするため、また国を代表する河川の上流部に位置する地方自治体として、環境保全、水質保全の責務を全うするため、貴議会におかれましては、下記事項について長野県知事に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 最終処分場の建設については、地域住民の同意を得るよう、また、河川に近く地下水位が高い場所においては、下流域の住民からも同意を得るよう事業者に対して行政指導を行うこと。

- 2 最終処分場の事業許可については、住民の疑問・不安が解消されるか否かを見極めること。
- 3 近年頻発する観測史上初の異常気象や、数百年に一度の災害に備え、将来に不安を残さないよう強力な行政指導を行うこと。
- 4 農業を強い農業、成長産業とするため、また観光産業も発展させるため、風評被害などが起きないようにあらゆることを想定し、将来への不安を残さないよう県として最大限の責務を果たすこと。
- 5 以上のことを配慮し、必要があれば関係条例等を不断に見直し、県の自然環境と水資源（河川、地下水など）を将来へ亘って継続的に守ること。

(49-6) 認定こども園伊那緑ヶ丘幼稚園周辺の道路整備を求める請願
(請願)

伊那市西町の小黒川スマートインター予定地近くにある、認定こども園伊那緑ヶ丘幼稚園は、平成28年春に移転開園しました。現在、保護者らが送迎する際の主なルートとなっている、園南側の市道ますみヶ丘1号線から西町269-160番地の小黒川パーキングエリア西側道路(市道中央道西線)へ通じる道路が、未舗装の砂利道でわだちがひどく、早晚使用できなくなる可能性があります。このため舗装整備を市へお願いしたところ、「園の建設の際に市道認定を外したため、整備はできない」との回答でした。

この道路は、保護者が送迎で使うだけでなく、園の防災面でも重要な路線です。他に送迎に使える道路は狭く、すれ違いが困難で、すでに送迎の際の交通事故も2度発生しています。園周辺の道は、近くの工業団地への通勤ルートでもあり、スマートインター供用開始後は交通量の増加も予想されます。また、市道認定を外した平成26年12月定例会で市が議会に説明した「迂回路」は、現在は整備されず草が生い茂り、通行不能です。

以上のことから、現在未舗装となっている上記の認定外道路(認定こども園伊那緑ヶ丘幼稚園の南側にある、市道ますみヶ丘1号線から市道中央道西線(西町269-160番地)へ抜ける道路)について、市道として再認定の上、舗装等の整備をしていただきたく、ここに請願いたします。